

質疑応答集

<p>Q 1. 屋内物件について、契約期間中に消費税率が8%から10%に変更になった場合は、賃料は変更になるのでしょうか。</p>
<p>A 1. お見込みのとおりです。</p> <p>消費税率の変更は賃貸借契約書の第7条第2項に該当しますので、消費税率が8%から10%に変更になった場合は、賃料改定のための変更契約を締結させていただきます。</p> <p>※【参考】市有財産賃貸借契約書 第7条第2項</p> <p>「甲は、契約期間中であっても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。」</p>
<p>Q 2. 物件番号1、2、3、4、5、6、7、8、9、10の施設内に、公募以外の自動販売機はありますか。あれば、実績と販売価格を教えてください。</p>
<p>A 2. 物件番号1、2、4、5、7、8、9については、同一の建物内には他に自動販売機はありません。</p> <p>物件番号3は、今回の入札に係る自動販売機以外に1台設置しております。</p> <p>売上実績は526,000円（年間）、販売価格は100～130円です。（平成23年2月入札実施物件）</p> <p>なお、売上実績は、実施要領の26ページ〈個別物件調書の見方〉7に記載しているとおり、現在の設置者から提供された参考情報であり、その売上を保証するものではありません。</p> <p>物件番号6については、同一建物の地下1階のコンビニエンスストア内に紙コップ式の自動販売機が2台あります。売上実績については、コンビニエンスストアが独自で設置している自動販売機のため把握しておりませんが、販売価格は100～200円です。</p> <p>物件番号10の施設については、地下1階、地上5階建ての建物のうち地下1階、地上1～2階部分になります。地上3～5階は、神戸市所有の別施設となっており、4階には、缶・ペットボトル飲料の自動販売機が2台設置されています。売上実績については、同施設の指定管理者が設置している自動販売機のため、把握しておりませんが、販売価格は120～150円です。</p>
<p>Q 3. 物件番号11について、以前にもう1台設置していたとの事ですが、撤去した経緯や時期を教えてください。</p> <p>また、当施設で今回公募する2か所以外で自動販売機はありますか。あれば、実績を教えてください。</p>
<p>A 3. 自動販売機設置事業者の都合による解約が生じたため、撤去しました。撤去時期は平成25年5月31日です。</p> <p>当施設には、今回の入札に係る自動販売機以外はありません。</p>
<p>Q 4. 物件番号5、14について、</p> <ul style="list-style-type: none">・実施要領14ページ「②平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抄）」において、【配慮事項】④カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップ

に対応可能であること。

・また、同15ページ備考) 8-ウ マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

とありますが、

『「マイカップを使用の際は、十分に洗浄し、清潔な物を使用してください。衛生面における問題が生じた場合は、一切の責任を負いかねます。」という文面を自動販売機に貼ることは可能です。

しかし、リスクとして、機械の構成上、マイカップ使用時に菌等が部品に付着すると、その後、紙カップを使用した方にも菌が入る可能性が有るため、その場合でも弊社並びに商品提供会社、自動販売機製造メーカー共に一切の責任は負いかねます。』

上記内容でも入札に参加させて頂いてよろしいでしょうか。

A 4. 「平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」における配慮事項については、調達（設置）する自動販売機の要件ではありませんが、調達するにあたって、更に配慮することが望ましい事項です。

したがって、衛生面において問題が生じる可能性が有る場合は、マイカップ対応式自動販売機でなくても問題ありません。

Q 5. 入札参加書類は持参でも、到着証明が必要ですか。

A 5. 必要ありません。

Q 6. 保証金は契約満了時に返金されますか。

A 6. 保証金は、契約満了時に返還いたします。

(実施要領10ページ 「8 賃貸借契約書(標準様式)」第8条)

Q 7. 現在、設置している自動販売機の価格帯より上回っても標準小売価格を上回らなければ問題ないですか。

A 7. 販売価格に関しては、実施要領の26ページ<個別物件調書の見方>8に記載しているとおり、現在の販売価格を変更すると売上に影響する可能性があります。施設所管課としては、従来と同じ価格での販売を希望しているところが多く、販売価格の設定にあたって施設所管課との協議・調整をお願いしているところです。しかしながら、販売価格の設定は最終的には設置者の判断によるべきものですので、協議がととのわなければ変更することもやむを得ないと考えております。

Q 8. 契約の署名・捺印は委任状の代理人の届出印でも問題ないでしょうか。

A 8. 委任状を提出した場合は、契約の署名は代表者名に加え、代理人名を併記し、委任状の届出印を捺印していただくことになります。

<p>Q 9. 実施要領 14 ページの「②平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抄）」における配慮事項は入札の絶対条件ですか。</p>
<p>A 9. 「平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」における配慮事項については、調達（設置）する自動販売機の要件ではありませんが、調達するにあたって、更に配慮することが望ましい事項です。</p> <p>したがって、入札の絶対条件ではありません。</p>
<p>Q10. 実施要領 15 ページ 備考) 3 について、当該機能を有すれば、例えば中古自動販売機でも問題ないですか。</p>
<p>A10. 備考) 3 に記載している機能を有すれば、問題ありません。</p>
<p>Q11. 実施要領 15 ページ 備考) 3 について、社会貢献型自動販売機とは具体的にどのような自動販売機ですか。</p>
<p>A11. 例えば募金機能付自動販売機やAED搭載型自動販売機などが挙げられますが、社会貢献型自動販売機に該当するかについては、個々に判断させていただきます。</p>
<p>Q12. 災害対応自動販売機を設置する場合、別途、「災害協定」等の締結が必要ですか。</p>
<p>A12. 災害対応自動販売機を設置する場合は、賃貸借契約書に別途、条項を設けて契約を締結していただきますが、別途「災害協定」等の締結は必要ありません。</p>
<p>Q13. 物件番号 18、20、22 のように、複数の設置台数が表示されている物件について、その複数台を一社で独占することは可能ですか。</p>
<p>A13. それぞれの個別物件調書の冒頭に記載してありますが、例えば物件 20 であれば、入札額 1 ～ 3 位の入札者を設置者として選定します。そのため、一社独占は不可能です。</p>
<p>Q14. 保証金の 3 ヶ月分は契約期間の賃料の前払いでしょうか。もしくは、賃料とは別途必要になるのでしょうか。</p>
<p>A14. 保証金は、賃料とは別に必要になります。</p> <p>落札いただくと、契約の手続きと同時に、3 月中に保証金、4 月中に前期賃料を納めていただくこととなります。</p>
<p>Q15. 現地の設置場所の視察や確認は可能でしょうか。</p>
<p>A15. 各物件の事前の下見は、各施設（電話番号は個別物件調書に記載しています）に事前に連絡を入れてください。</p>
<p>Q16. 入札参加申込みが受理された後、入札を辞退することは可能でしょうか。その際に何かペナルティはあるのでしょうか。</p>
<p>A16. 入札参加申込みを受理した後に入札を辞退することは可能です。また、そのことによるペナルティはありません。</p>